

令和2年7月

第33回介護福祉士国家試験における重要な変更点②

第33回介護福祉士国家試験における  
外国人の方等へのふりがな付き問題用紙の配付  
及び試験時間の延長の対応について  
(希望する方は受験申し込み時に申請が必要です)

第33回介護福祉士国家試験において、外国人の方等（外国の国籍を有する方または日本に帰化された方）については、受験申し込み時の申請により、ふりがな付き問題用紙と通常の問題用紙の配付を行い、試験時間が通常の1.5倍となります。

※ 受験申し込み時に申請がない場合、ふりがな付き問題用紙の配付及び試験時間の延長は認められません。ふりがな付き問題用紙の配付及び試験時間の延長を希望する方は、必ず、受験申し込み時に申請してください。

申請手続き等の詳細については、第33回介護福祉士国家試験『受験の手引』をご確認ください。

区分1

区分2

区分3

区分4

区分5

区分6

区分7

提出書類

● 外国人の方等ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長の希望申請（EPA 候補者を除く）

外国の国籍を有する方または日本に帰化された方については、下記の申請手続きにより、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙（ふりがな付き問題用紙）と通常の問題用紙の配付を行い、試験時間が通常の1.5倍となります。

1 申請について

申請には、下記①と②両方が必要となります。

① 受験申込書の「『ふりがな付き問題用紙』の使用及び試験時間の延長の希望」欄□のぬりつぶし及び国籍（帰化された方は従前の国籍）の記入（13 ページ⑩参照）

※ ぬりつぶしていない場合、ふりがな付き問題用紙は配付されず、試験時間の延長もありません。

② 外国の国籍を証する書類の提出

93 ページの「外国籍等確認書類貼付用紙」に、外国の国籍等が確認できる書類を貼り付け、提出してください。

外国の国籍を有する方 ※ <u>国籍が記載されているもの</u> 右記のいずれか1通の書類の提出が必要です。	・在留カード（コピー） ・パスポート（コピー） ・住民票（原本） ※「国籍」欄が「省略」と記載された住民票は不可 ・その他、国籍が記載されている書類
日本に帰化された方 ※ <u>帰化したことの記載があるもの</u> 右記のいずれか1通の書類の提出が必要です。	・戸籍抄本（原本） ・戸籍の個人事項証明書（原本） ・その他、帰化したことの記載がある書類

2 注意事項

① 「ふりがな付き問題用紙の使用」または「試験時間の延長」のどちらか一方のみを希望することはできません。

② 過去にふりがな付き問題用紙を使用し受験した方も、再度申請が必要です。

③ 「ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長」は受験票に記載されますので、ご確認ください。

④ 受験申し込み時に申請がない場合は、ふりがな付き問題用紙の使用及び試験時間の延長は認められません。

⑤ EPA 候補者については、申請は不要です。

● その他

○ 提出書類について

受験申込書等の受付後は、提出書類は一切返却できませんので、提出する書類（実務経験証明書等）のコピーを、手元に残されることをお勧めします。

○ 申込書等に不備があった場合

不備のある受験申込書等は、受理できませんので返却します。

○ 書類の送付について

受験申込書類を送付する際は、不着等の事故を防止するため、必ず「簡易書留」で送付してください。簡易書留の控えは、受験票を受け取るまで保管しておいてください。

簡易書留以外の方法で郵送し、不着等の事故が生じた場合には、試験センターでは責任を負いません。

○ 送付した書類等の到着の確認について

試験センターでは、送付された受験申込書等の書類が到着しているかどうかについての照会には応じることができません（郵送時に交付される書留郵便物受領書の引受番号により、各自郵便局（ホームページ含む）で確認することができます）。

○ 受験票の保管

試験終了後も、受験票は大切に保管してください（受験票を紛失しても、受験番号の照会には応じておりません。）。